

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示	所管課(室)名
○長崎県公文書コーナーの設置及び管理に関する要綱の一部改正	総 務 文 書 課
・漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の共済契約の締結の申込みについての同意成立	水 産 経 営 課
・公有水面埋立ての免許	漁 港 漁 場 課
・使用料徴収事務の委託	〃
・保安林の指定	林 政 課
・道路の区域変更(2件)	道 路 維 持 課
・証紙売りさばき人の指定の一部改正	会 計 課
・歳入の徴収又は収納の事務の私人への委託事務	教 育 環 境 整 備 課
◎ 公 告	
・契約者等	デジタル戦略課
・大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見	経 営 支 援 課
・土地改良区の役員の就退任	農 村 整 備 課
◎ 公安委員会告示	
・少年指導委員の委嘱	人身安全・少年課
・警備員等に対する検定の実施	生 活 環 境 課

告 示

長崎県告示第340号

長崎県公文書コーナーの設置及び管理に関する要綱(令和3年長崎県告示第225号)の一部を次のように改正し、令和5年5月16日から適用する。

令和5年5月12日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(設置) 第2条 長崎県文書取扱規程(昭和38年長崎県訓令第13号)第61条の歴史的な文書(以下「歴史的な文書」という。)を保存し、一般の利用に供するため、公文書コーナーを長崎市に設置する。 (開設時間等) 第5条 略	(設置) 第2条 長崎県文書取扱規程(昭和38年長崎県訓令第13号)第61条の歴史的な文書及び行政資料(以下「歴史的な文書等」という。)を保存し、一般の利用に供するため、公文書コーナーを長崎市に設置する。 (開設時間等) 第5条 略
2 利用者における歴史的な文書の閲覧の時間は、午前10時から正午まで及び午後1時から午後5時30分までとし、複写	2 利用者における歴史的な文書等の閲覧の時間は、午前10時から正午まで及び午後1時から午後5時30分までとし、複

<p>物の交付の時間は、午前10時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。</p> <p>3 略 (目録の備付け等)</p> <p>第6条 総務文書課長は、<u>歴史的文書</u>の目録を作成し、長崎県庁及び公文書コーナーに常時備え付けて一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。</p>	<p>写物の交付の時間は、午前10時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。</p> <p>3 略 (目録の備付け等)</p> <p>第6条 総務文書課長は、<u>歴史的文書等</u>の目録を作成し、長崎県庁及び公文書コーナーに常時備え付けて一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。</p>
--	--

長崎県告示第341号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出のあった次の加入区及び漁業の区分に係る同意については、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により、公示する。

令和5年5月12日

長崎県知事 大石 賢吾

加入区	漁 業 の 区 分
箱崎加入区	小型合併漁業

長崎県告示第342号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、公有水面埋立てを免許した。

令和5年5月12日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 埋立ての免許年月日 令和5年4月26日
- 2 埋立ての免許を受けた者の住所氏名
 名 称 長崎県
 所 在 地 長崎県長崎市尾上町3番1号
 代表者氏名 長崎県知事 大石 賢吾
 代表者住所 長崎県長崎市尾上町3番1号
- 3 埋立ての区域
 - (1) 位 置 対馬市豊玉町唐洲字唐洲57番2に隣接する里道から69番3に隣接する里道を経て69番2に隣接する里道に至る地先公有水面
 - (2) 区 域 省略（出願時縦覧図書のとおり）
 - (3) 面 積 425.61平方メートル
- 4 埋立てに関する工事の施行区域
 - (1) 位 置 対馬市豊玉町唐洲字クビリ251番2、字唐洲69番1、69番2、69番3、69番2から57番2に隣接する里道、57番1、57番2、57番3、738番2、738番3の各地内並びに字唐洲69番2に隣接する里道から738番2の地先公有水面
 - (2) 区 域 省略（出願時縦覧図書のとおり）
 - (3) 面 積 2,654.23平方メートル
- 5 埋立地の用途 道路用地

長崎県告示第343号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり長崎漁港漁港施設における使用料徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年5月12日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 委託年月日
 令和5年3月8日

- 2 受託者の住所及び氏名
住所 長崎市興善町2番24号
氏名 株式会社ふよう長崎 代表取締役 田口 克己
- 3 委託事務
長崎県漁港管理条例（昭和35年長崎県条例第25号）別表第1の4の項に規定する駐車場駐車料の徴収事務
- 4 委託期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

長崎県告示第344号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和5年5月12日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 保安林の所在場所
対馬市上対馬町河内字在所68、72の1から72の4まで、72の7
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を県庁農林部林政課及び対馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

長崎県告示第345号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和5年5月12日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般県道
路 線 名 雲仙深江線
道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
南島原市深江町乙字西ノ脇447番1地先から 南島原市深江町乙字西光寺351番1地先まで	前	8.8~11.4	72.0	
	後	10.8~49.3	84.0	

長崎県告示第346号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び壱岐振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和5年5月12日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 主要地方道
路 線 名 郷ノ浦沼津勝本線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
壱岐市郷ノ浦町里触字國分岳617番1地先から 壱岐市郷ノ浦町里触字徳命528番1地先まで	前	8.5~22.2	685.0	
	後	10.7~25.2	678.0	

長崎県告示第347号

証紙売りさばき人の指定（昭和41年長崎県告示第752号）の一部を次のように改正し、令和5年4月27日から適用する。

令和5年5月12日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後					改正前				
NO	氏名 (名称及び代表者名)	住所 (所在地)	売りさばき 所の所在地	所在 市町村名	NO	氏名 (名称及び代表者名)	住所 (所在地)	売りさばき 所の所在地	所在 市町村名
1~82 略					1~82 略				
83	新上五島町長 石 田 信明	南松浦郡新 上五島町青 方郷1585番 地1	略		83	新上五島町長 石 田 信明	南松浦郡新 上五島町青 方郷1585番 地1	略	
			南松浦郡新 上五島町奈 良尾郷380 番地1	略				南松浦郡新 上五島町奈 良尾郷379 番地	略
			新上五島町 奈良尾支所 内					新上五島町 奈良尾支所 内	
83の2~84 略					83の2~84 略				

長崎県告示第348号

歳入の徴収又は収納の事務の私人への委託事務について、次のとおり告示する。

令和5年5月12日

長崎県知事 大石 賢吾

学校名：長崎県立島原農業高等学校

【野菜の販売委託契約】

- 委託年月日
令和5年4月1日
- 受託者の住所及び氏名
長崎県島原市大手原町甲2141番地13
株式会社島原青果市場 代表取締役社長 山崎 弘光
- 委託事務
野菜等の販売に係る収入金の収納事務
- 委託期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

【野菜の販売委託契約】

- 委託年月日
令和5年4月1日

- 2 受託者の住所及び氏名
長崎県島原市大手原町甲2130番地14
島原青果卸販売株式会社 代表取締役社長 加藤 清治
 - 3 委託事務
野菜等の販売に係る収入金の収入事務
 - 4 委託期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 【野菜等の販売委託契約】
- 1 委託年月日
令和5年4月1日
 - 2 受託者の住所及び氏名
長崎県島原市萩原2丁目5188番地
はぎせん市場 店長 松田 悠助
 - 3 委託事務
野菜等の販売に係る収入金の収納事務
 - 4 委託期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 【花きの販売委託契約】
- 1 委託年月日
令和5年4月1日
 - 2 受託者の住所及び氏名
長崎県長崎市田中町279-43
長崎花き園芸農業協同組合 代表理事 後田 博之
 - 3 委託事務
花き等の販売に係る収入金の収納事務
 - 4 委託期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 【和牛の販売委託契約】
- 1 委託年月日
令和5年4月1日
 - 2 受託者の住所及び氏名
長崎県島原市萩原2丁目5192番地1
島原雲仙農業協同組合 代表理事組合長 苑田 康治
 - 3 委託事務
和牛の販売に係る収入金の収入事務
 - 4 委託期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 【乳牛の販売委託契約】
- 1 委託年月日
令和5年4月1日
 - 2 受託者の住所及び氏名
長崎県島原市寺中町丙1595
株式会社 田浦畜産 代表取締役 田浦 喜治
 - 3 委託事務
乳牛の販売に係る収入金の収納事務
 - 4 委託期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 【生乳の販売委託契約】
- 1 委託年月日
令和5年4月1日

- 2 受託者の住所及び氏名
長崎県雲仙市瑞穂町古部甲2021
ながさき県酪農業協同組合 代表理事組合長 中村 隆馬

- 3 委託事務
生乳の販売に係る収入金の収入事務

- 4 委託期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

【乳牛の販売委託契約】

- 1 委託年月日
令和5年4月1日
- 2 受託者の住所及び氏名
長崎県雲仙市瑞穂町古部甲2021
ながさき県酪農業協同組合 代表理事組合長 中村 隆馬

- 3 委託事務
乳牛の販売に係る収入金の収納事務

- 4 委託期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

学校名：長崎県立諫早農業学校

【草花の販売委託】

- 1 委託年月日
令和5年4月1日
- 2 受託者の住所及び氏名
長崎県長崎市田中町279-43
長崎花き園芸農業協同組合 代表理事 後田 博之

- 3 委託事務
花き販売に係る収入金の収納事務（競売りによる）

- 4 委託期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

【草花の販売委託】

- 1 委託年月日
令和5年4月1日
- 2 受託者の住所及び氏名
長崎県諫早市川床町576-1
株式会社 諫早花市場 代表取締役 土肥 孝好

- 3 委託事務
花き販売に係る収入金の収納事務（競売りによる）

- 4 委託期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

【果樹・草花・野菜の販売委託】

- 1 委託年月日
令和5年4月1日
- 2 受託者の住所及び氏名
長崎県諫早市幸町76-29
諫早大同青果株式会社 代表取締役 林田 渡

- 3 委託事務
花き及び果樹等農作物販売に係る収入金の収納事務（競売りによる）

- 4 委託期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

【果樹の販売委託】

- 1 委託年月日

令和5年4月1日

2 受託者の住所及び氏名

長崎県南島原市北有馬町戊2465-1

農事組合法人 ながさき南部生産組合 大地のめぐみ 代表理事 中村 大介

3 委託事務

果樹等農作物販売に係る収入金の収納事務

4 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

【野菜・果樹の販売委託】

1 委託年月日

令和5年4月1日

2 受託者の住所及び氏名

長崎県諫早市本町3-11

株式会社 まちづくり諫早 代表取締役 山田 和弘

3 委託事務

野菜等農作物販売に係る収入金の収納事務

4 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

【野菜の販売委託】

1 委託年月日

令和5年4月1日

2 受託者の住所及び氏名

長崎県諫早市小野島町2232

株式会社 県央企画 代表取締役 山口 悟

3 委託事務

野菜等農作物販売に係る収入金の収納事務

4 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

【生乳の出荷、販売委託】

1 委託年月日

令和5年4月1日

2 受託者の住所及び氏名

長崎県雲仙市瑞穂町古部甲2021

ながさき県酪農業協同組合 代表理事組合長 中村 隆馬

3 委託事務

生乳販売に係る収入金の収納事務

4 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

【牛・豚・鶏卵の販売委託】

1 委託年月日

令和5年4月1日

2 受託者の住所及び氏名

長崎県諫早市栗面町174-1

長崎県中央農業協同組合 代表理事組合長 真壁 正二郎

3 委託事務

牛・豚・卵販売に係る収入金の収納事務（牛・豚の販売は競売りによる）

4 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

【乳用子牛の販売委託】

1 委託年月日

令和5年4月1日

- 2 受託者の住所及び氏名
熊本県熊本市東区桜木6丁目3番54号(本所)
熊本県畜産農業協同組合 熊本県家畜市場 代表理事組合長 高森 雄二
- 3 委託事務
子牛販売に係る収入金の収納事務(競売りによる)
- 4 委託期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日

学校名：長崎県立西彼農業高等学校

【豚の販売委託業務】

- 1 委託年月日
令和5年4月3日
- 2 受託者の住所及び氏名
長崎県佐世保市干尽町3番地42
佐世保食肉センター株式会社 代表取締役 落合 澄博
- 3 委託事務
生産物の販売に係る収入金の収納事務
- 4 委託期間
令和5年4月3日から令和6年3月31日まで

【草花・野菜等の販売委託業務】

- 1 委託年月日
令和5年4月3日
- 2 受託者の住所及び氏名
長崎県長崎市琴海戸根町2655-1
長崎西部青果 代表者 弥永 勝子
- 3 委託事務
生産物の販売に係る収入金の収納事務
- 4 委託期間
令和5年4月3日から令和6年3月31日まで

【草花・野菜等の販売委託業務】

- 1 委託年月日
令和5年4月3日
- 2 受託者の住所及び氏名
長崎県佐世保市干尽町1番20号
佐世保青果株式会社 代表取締役社長 山本 茂雄
- 3 委託事務
生産物の販売に係る収入金の収納事務
- 4 委託期間
令和5年4月3日から令和6年3月31日まで

【野菜の販売委託業務】

- 1 委託年月日
令和5年4月3日
- 2 受託者の住所及び氏名
長崎県長崎市琴海形上町1-1
農事組合法人さんかい味彩市 代表理事 中尾 昇
- 3 委託事務
生産物の販売に係る収入金の収納事務
- 4 委託期間
令和5年4月3日から令和6年3月31日まで

学校名：長崎県立北松農業高等学校

【和牛の販売委託契約】

- 1 委託年月日
令和5年4月3日
- 2 受託者の住所及び氏名
長崎県佐世保市吉井町立石12-1
ながさき西海農業協同組合 代表理事組合長 田中 芳秀
- 3 委託事務
本校が出荷した牛の販売、該当物品販売代金の収納事務
- 4 委託期間
令和5年4月3日から令和6年3月31日まで

【野菜の販売契約】

- 1 委託年月日
令和5年4月5日
- 2 受託者の住所及び氏名
長崎県平戸市田平町山内免609-3
平戸魚市株式会社 代表取締役社長 坂田 宗昭
- 3 委託事務
本校が出荷した野菜の販売、該当物品販売代金の収納事務
- 4 委託期間
令和5年4月5日から令和6年3月31日まで

【花き等の販売契約】

- 1 委託年月日
令和5年4月4日
- 2 受託者の住所及び氏名
長崎県平戸市田平町小手田免990-17
瀬戸の寄道 会長 松本 一郎
- 3 委託事務
本校が出荷した花き等の販売、該当物品販売代金の収納事務
- 4 委託期間
令和5年4月5日から令和6年3月31日まで

【野菜の販売契約】

- 1 委託年月日
令和5年4月4日
- 2 受託者の住所及び氏名
長崎県平戸市田平町山内免345-15
平戸瀬戸市場協同組合 代表理事組合長 北村 英治
- 3 委託事務
本校が出荷した加工品等の販売、該当物品販売代金の収納事務
- 4 委託期間
令和5年4月5日から令和6年3月31日まで

学校名：長崎県立大村城南高等学校

【野菜の販売委託業務】

- 1 委託年月日
令和5年4月7日
- 2 受託者の住所及び氏名
長崎県大村市原口町1050
株式会社かとりストア 代表取締役 鹿取 栄治
- 3 委託事務
生産物の販売に係る収入金の収納事務
- 4 委託期間

令和5年4月10日から令和6年3月31日まで

【野菜の販売委託業務】

- 1 委託年月日
令和5年4月7日
- 2 受託者の住所及び氏名
長崎県大村市杭出津1丁目840-3
県央大村青果株式会社 代表取締役社長 柴田 幸広
- 3 委託事務
生産物の販売に係る収入金の収納事務
- 4 委託期間
令和5年4月10日から令和6年3月31日まで

公 告

契約者等（公告）

随意契約の相手方等について、次のとおり公告する。

令和5年5月12日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 随意契約に係る特定役務の名称
データ連携基盤運用保守業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
長崎県企画部デジタル戦略課
〒850-8570 長崎市尾上町3-1
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和5年4月1日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地
大阪府大阪市北区大深町3番1号
NTTビジネスソリューションズ株式会社 代表取締役社長 上原 一郎
- 5 随意契約に係る契約金額
39,600,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号の規定に該当するため。

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和5年5月12日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ケーズデンキ諫早店
長崎県諫早市長野町1612-1 他8筆
- 2 届出の概要
大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の住所に関する届出事項の変更
- 3 意見書の概要

- (1) 意見書を提出した者
諫早市長 大久保潔重
- (2) 意見書の内容
意見なし

4 関係書類の縦覧

- (1) 縦覧期間
公告の日から1月間
- (2) 縦覧場所
長崎県産業労働部経営支援課、諫早市経済交流部商工観光課

土地改良区の役員の就退任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、生月土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和5年5月12日

長崎県知事 大石 賢吾

就 任 役 員 理 事		退 任 役 員 理 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
吉 村 和 好	平戸市生月町里免3371番地	内 山 常 満	平戸市生月町壺部4876番地2
田 中 昭 二	平戸市生月町壺部3736番地	田 中 昭 二	平戸市生月町壺部3736番地
田 中 穂 積	平戸市生月町壺部4429番地	田 中 穂 積	平戸市生月町壺部4429番地
大 石 義 孝	平戸市生月町壺部4857番地	立 石 延 久	平戸市生月町壺部4841番地1
百 村 政 好	平戸市生月町壺部4800番地	百 村 政 好	平戸市生月町壺部4800番地
竹 森 久 満	平戸市生月町壺部4835番地	大 石 義 光	平戸市生月町壺部5306番地
出 口 利 彦	平戸市生月町壺部5241番地	吉 村 和 好	平戸市生月町里免3371番地
就 任 役 員 監 事		退 任 役 員 監 事	
大 石 明 宏	平戸市生月町里免2614番地	岡 本 量 次	平戸市生月町里免3961番地
濱 崎 重 継	平戸市生月町壺部5372番地2	濱 崎 重 継	平戸市生月町壺部5372番地2

公安委員会告示

長崎県公安委員会告示第24号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項の規定に基づき、少年指導委員を委嘱したので、少年指導委員規則（昭和60年国家公安委員会規則第2号）第2条第2項及び長崎県少年指導委員運営規則（平成18年長崎県公安委員会規則第20号）第2条第2項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和5年5月12日

長崎県公安委員会委員長 瀬戸 牧子

活動区域	氏名	連絡先
大浦地区	桑原 新一	大浦警察署 095-829-0110

長崎県公安委員会告示第25号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条の規定に基づき、警備員又は警備員になろうとする者に対する検定を実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和5年5月12日

長崎県公安委員会委員長 瀬戸 牧子

1 検定を行う警備業務の種別及び区分ごとの試験の別、日時及び場所

(1) 空港保安警備業務1級

試験の別	日 時	場 所
学科試験	令和5年8月10日（木）午前9時から午後0時まで	長崎県長崎市尾上町3番3号 長崎県警察本部3階「第3会議室」
実技試験	令和5年8月31日（木）午前9時から午後0時まで	福岡県北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

(2) 空港保安警備業務2級

試験の別	日 時	場 所
学科試験	令和5年8月10日（木）午前9時から午後0時まで	長崎県長崎市尾上町3番3号 長崎県警察本部3階「第3会議室」
実技試験	令和5年9月1日（金）午前9時から午後0時まで	福岡県北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

2 検定予定人員

各区分とも10人

3 受検資格

(1) 空港保安警備業務1級

長崎県内に住所を有する者又は長崎県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するものとする。

- ア 空港保安警備業務2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、空港保安警備業務に従事した期間が1年以上であるもの
- イ 公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(2) 空港保安警備業務2級

長崎県内に住所を有する者又は長崎県内の営業所に属する警備員とする。

4 検定試験内容

(1) 空港保安警備業務1級

ア 学科試験

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 乗客等の接遇に関すること。
- (エ) 手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査（以下「手荷物等検査」という。）に関すること。
- (オ) 空港に関すること。
- (カ) 空港保安警備業務の管理に関すること。
- (キ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関するこ

と。

イ 実技試験

- ㉠ 乗客等の接遇に関すること。
- ㉡ 手荷物等検査に関すること。
- ㉢ 空港保安警備業務の管理に関すること。
- ㉣ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

(2) 空港保安警備業務2級

ア 学科試験

- ㉠ 警備業務に関する基本的な事項
- ㉡ 法令に関すること。
- ㉢ 乗客等の接遇に関すること。
- ㉣ 手荷物等検査に関すること。
- ㉤ 空港に関すること。
- ㉥ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

- ㉠ 乗客等の接遇に関すること。
- ㉡ 手荷物等検査に関すること。
- ㉢ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

5 検定の方法

学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

6 検定申請の手続

(1) 申請期間、申請先等

申請期間	申請時間	申請先
令和5年5月15日(月)から同月24日(水)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除く。	午前9時から午後4時まで。ただし、午後0時から午後1時までを除く。	申請者の住所地を管轄する警察署又は申請者が警備員である場合は、その者が属する営業所の所在地を管轄する警察署

※ 検定申請の受付は、先着順とし、予定人員に達した場合は、申請期間の途中であっても締め切る。また、郵送による検定申請は受け付けない。

なお、検定申請は、受検者本人が行うものとするが、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受検者本人の委任状を持参すること。

(2) 提出書類

ア 空港保安警備業務1級

- ㉠ 検定申請書 1通
- ㉡ 申請者が警備員である場合は、次に掲げるいずれかの書面
 - a 申請者の住所地を管轄する警察署に書類を提出する場合は、住所地を疎明する書面 1通
 - b 申請者の属する営業所の所在地を管轄する警察署に書類を提出する場合は、次に掲げるいずれかの書面
 - (a) 申請者の住所地を管轄する警察署と属する営業所の所在地を管轄する警察署が同一である場合は、住所地を疎明する書面又は当該営業所に属することを疎明する書面 いずれか1通
 - (b) 申請者の住所地を管轄する警察署と属する営業所の所在地を管轄する警察署が異なる場合は、当該営業所に属することを疎明する書面 1通
- ㉢ 申請者が警備員でない場合は、住所地を疎明する書面 1通
- ㉣ 次に掲げるいずれかの書面 1通
 - a 3(1)アの受検資格に該当する場合は、空港保安警備業務2級の検定に係る合格証明書の写し及び3(1)アに該当する者であることを疎明する書面(警備業者が作成する警備業務従事証明書など)
 - b 3(1)イの受検資格に該当する場合は、検定規則第8条第2号の規定により公安委員会が交付した書

面

(㊦) 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽・正面・上三分身・無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2葉

イ 空港保安警備業務2級

(㊧) 検定申請書 1通

(イ) 申請者が警備員である場合は、次に掲げるいずれかの書面

a 申請者の住所地を管轄する警察署に書類を提出する場合は、住所地を疎明する書面 1通

b 申請者の属する営業所の所在地を管轄する警察署に書類を提出する場合は、次に掲げるいずれかの書面

(a) 申請者の住所地を管轄する警察署と属する営業所の所在地を管轄する警察署が同一である場合は、住所地を疎明する書面又は当該営業所に属することを疎明する書面 いずれか1通

(b) 申請者の住所地を管轄する警察署と属する営業所の所在地を管轄する警察署が異なる場合は、当該営業所に属することを疎明する書面 1通

(ウ) 申請者が警備員でない場合は、住所地を疎明する書面 1通

(㊨) 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽・正面・上三分身・無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2葉

7 検定手数料等

各区分とも検定申請時に、16,000円を長崎県収入証紙により納付すること。

なお、検定申請の受付後は、納入された検定手数料は返還しない。

8 合格発表

各検定の合格発表は、当日検定場所において本人に対して行う。

9 その他

(1) 新型コロナウイルス感染症関係

新型コロナウイルス感染症の状況により、検定を中止する場合がある。

(2) 検定の共同実施

この検定は、長崎県公安委員会及び福岡県公安委員会が共同で実施する。

(3) 持参する物

検定当日は、筆記用具、受検票及び動きやすい服装を必ず持参（各受検者への貸与ロッカー有り。）すること。

(4) 問合せ先

ア 長崎県内の最寄りの警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

イ 長崎県警察本部生活安全部生活環境課許可業務指導室営業第二係（警備業担当）（電話 095-820-0110 内線3185）

発行者

長崎県
長崎市尾上町三番一号電話代表
直通表
(八二四)
二二
一一
四一

印刷所

長崎県
長崎市権島町八番十二号株式会社
寺クイック
田クプリン
宏
弥ト